

昭和二十四年十一月二十二日
答弁第三六号

(質問の 三六)

内閣衆甲第九五号

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員池田峯雄君提出災害救助法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員池田峯雄君提出災害救助法に関する質問に対する答弁書

災害救助法は災害にかかった者に対する応急救助について規定しているのであつて、特にこの法律の適用を受けたり、災民についてその後の更生をさせるように特別の取扱をすることになつていないけれども、いかなる理由によるかを問うことなく生活の困窮に陥つた者に対しては生活の援護をするとともに、各種の民生安定の施策によつてその更生について遺憾なきを期している次第である。

右答弁する。